

医療機器関連分野米国展開企業間取引支援業務仕様書

1 目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を県内一帯に集積する「メディカル・デバイス・コリドー構想」の実現に向け、「メディカル・デバイス・コリドー推進計画」を策定し、医療機器関連産業への新規参入等を支援してきた。こうした中、更なる施策の展開を図り、構想の実現を加速化させるため、現計画の「メディカル・デバイス・コリドー推進計画 2.1」において、米国を主要ターゲットとしたグローバルサプライチェーンへの参入及び米国企業との取引拡大を図ることとしている。

県内医療機器関連企業の海外展開を促進するため、米国企業等との具体的なビジネス機会を創出することを目的として、令和9年2月に米国現地において、米国企業・団体、現地自治体等と県内企業が交流するイベントを開催する予定である。

本事業は、当該交流イベントの実効性を高め、県内企業による米国企業等との継続的な取引関係構築につなげることを目的とし、県内企業と親和性の高い米国企業・団体等の調査・リスト化、イベント参加に向けた働きかけ及びアポイントメントの取得、交流イベント等への同席・助言、ならびにイベント終了後のフォローアップ等の業務を民間事業者へ委託することにより、具体的かつ実効性のあるビジネス機会の創出を図るものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

(令和8年度米国展開事業の概要)

- 令和9年2月に米国カリフォルニア州アナハイムで開催される医療機器関連展示会「MD&M WEST 2027」の開催期間中に、展示会場近隣で山梨県主催による県内企業と米国企業との交流イベントを開催。

上記事業に関して、受託事業者は、次に掲げる(1)～(3)の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

このほか、事業実施に当たって必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

(1) 県主催企業交流イベントの企画、米国企業等への参加働きかけ

医療機器関連展示会「MD&M WEST 2027」の開催期間中に、山梨県主催の県内企業と米国企業との交流イベントを開催する予定であり、イベント内容の企画立案並びに米国企業等の参加調整を行う。

※令和7年度にも同様のイベントを開催し、現地セールスレップによる米国展開に向けたセミナー、日本企業ショートピッチ(3社)、ネットワーキングを実施。令和8年度はより具体的なビジネス機会創出のための交流イベントを開催予定。

①業務内容

- ・ イベント内容や開催方法の企画立案
- ・ 県内企業と親和性の高い米国医療機器関連企業・団体のリスト作成
- ・ 交流イベントへの参加交渉・調整、イベント周知
- ・ 県職員渡米時の企業訪問のアポイント取得
- ・ 交流イベントに参加する県内企業の米国進出に関する相談対応
- ・ 交流イベント終了後のフォローアップ

②目標

- ・ イベント参加米国企業・団体の数：20社・団体以上
(県では、県内企業20社以上の参加を目標に取り組みを実施)

(2) 県職員渡米時の同行支援

下記のとおり渡米を予定しており、県職員に同行し、米国自治体等との協議や企業訪問、イベント開催対応など県職員の支援及び県内企業支援等を実施する。

①渡米スケジュール

令和9年2月：5泊7日（現地活動日数：4日間）

米国自治体・企業等訪問、交流イベント開催 等

日次		行程	備考
1	夜	JST 羽田空港→ロサンゼルス空港	宿泊①(機内泊)
	午前	(機内)	
	午後	ロサンゼルス到着→ホテルへ	宿泊② ホテル①
2	日中	自治体・企業訪問①	宿泊③ ホテル②
3	日中	PST 自治体・企業訪問②、企業交流会準備	宿泊④ ホテル③
4	日中	企業交流会開催	MD&M WEST 宿泊⑤ ホテル④
5	日中	展示会「MD&M WEST」視察・ヒアリング	宿泊⑥ ホテル⑤
6	午後	ロサンゼルス空港→羽田空港	宿泊⑦(機内泊)
7	夜	JST 羽田空港到着	

②業務内容

- ・ 渡米時(企業等訪問、イベント開催など)の県職員支援
※1人の同行を想定
※現地活動日数4日間の同行を想定
- ・ 交流イベントに参加する県内企業支援

③経費

- ・ 渡米(同行時)の人件費は本業務委託費用に含む。
- ・ 交通費や宿泊費、食費、WiFi レンタル費用など同行支援に係る経費についても本業務委託費用に含む。

※渡米スケジュール及び同行者数については、現時点での想定であり、今後変更の可能性あり。

※現地活動日が5日以上となる場合等は、協議の上、増額の変更契約を行う場合あり。

※現地の移動車(運転手付き)は別途県が手配予定であり、本委託内容に運転業務は含まない。

- ※現地での同行時の移動は、県が手配する移動車に同乗とする予定。
- ※交流イベント開催に係る経費(会場・軽食等)は県が別途手配します。

(3) 定期会議

月1回、県との定期会議を実施し、活動実績の報告や今後の活動計画等に関する打合せを行う。

4 実績精算（成果指標）

本業務に携わる者の業務時間の総計が月平均25時間以上の場合は、本契約書第4条に記載する委託料上限額を委託料とし、月平均25時間に満たない場合は、実績に応じて委託料を精算する。その場合、委託料上限額の2割を本業務に関する固定費とし、委託料上限額から固定費を除いた額を以下により実績に応じて精算する変動費とする。

【変動費の計算方法】

{委託料上限額－(委託料上限額×0.2)}×実績に応じて算出した割合^{※1}

※1 本業務に携わる者の業務時間の総計／契約期間(箇月)^{※2}／25時間
(小数点第2位を四捨五入。ただし、1.0を上限とする。)

※2 契約締結日から契約終了日までの日数(土日含む)／30日
(小数点第2位を四捨五入)

5 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、本県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

6 成果物

・報告書 1部(A4縦(A3はZ折り))

※委託業務終了後、令和9年4月10日までに提出すること。

・電子データ 1式(報告書、本業務で収集・作成した資料一式)

7 本業務結果等の第三者との共有

- (1) 本業務による成果物及び途中経過については、県から米国展開事業に関係する関係者に共有する場合がある。なお、個人情報が含まれること等により共有できない箇所がある場合は、予め書面により本県に申し出ること。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本事業の実施に必要な経費は、本契約の委託料に全て含まれるものとする。

- (3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務に関連すると認められる県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (4) 企業と面談等を行う場合は、議事録を作成するとともにその情報を適宜県と共有すること。また、これまで県が築いてきた関係性を損ねることがないようにすること。
- (5) 毎月15日までに、前月の作業日報（従事者名、業務内容、時間数の分かる資料）を提出すること。
- (6) 県からの求めに応じて県及び県が同席を求める者と打合せや報告会を実施し、指示のあった事項については協議の上、業務に反映すること。
- (7) 本業務にあたり、支援する企業等から秘密保持契約の締結を求められた場合、速やかに対応を行うこと。
- (8) 本業務で作成した成果物の内容（電子ファイルを含む。以下同じ。）の所有権や著作権は、原則として全て本県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、本県は当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (9) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (10) 本業務の実施にあたって、本県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、本県と協議してこれを定めるものとする。